

不慮及見習生等、今よりには徳意の口より子には金も大卒より強き方幼
 者の多し、構う方幼者二百名に解を我名に不換而もたつた財物を何物に
 然る多し、多敷に致し、

- 華族不換金に上、
- 神祇院安を介ト人セ、
- 子に神祇院にせしめ、此よりには神祇院令を定む事也、
- 安を介金下のと、まを介金下のと、

野方療養所着後婦徳意の、ス、イ、キ、カ、

全日本赤十字会多摩支部
 野方療養所二年成不換安を介安会

6. 3 24

昭和六年三月廿三日 警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達 謙藏 殿
 社会司 長官 吉田 茂 殿
 各 廳 在 縣 長 官 殿

北野通高野倉山町三丁目三番地

東京市療養所看護婦紛糾ニ関スル件 (第四札)

「日本醫務」

① 療養所ニ於テハ依然然然ナル態度ニ漸次不良手整理ノ豫定

② 退職看護婦等ハ退職及ニフルノ補助ニ依リ就労看護婦ニ備セカ

中等工賃給付等事通リナリ

標記ノ件ニ関シ厚紙ノ封封ノ後ノ動靜左記ノ通りニ有之